

ISSN 2187-4182

ISBN 978-4-907635-09-1 C3033

成城大学経済研究所  
研究報告 No. 76

# 中国における「民間貸借」の発展と その論理

陳 玉 雄

2017年3月

The Institute for Economic Studies  
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya  
Tokyo 157-8511, Japan





# The Development and Logic of Interpersonal Lending in China

Yuxiong Chen

MARCH 2017

## **Abstract**

Interpersonal Lending in china, which was operated as Direct Individual Lending in the purpose of helping poverty and the success in partnership, became Private Free Lending which traded mainly with individual business by taking the opportunity of Reform Opening. Then it developed into the stage of Private Meet Lending that introduced recipients to lenders by brokers. That started to be utilized as capital fund of individual and private enterprise while making consumers' finance as basis. Additionally, P2P lending has broken the former restriction of "human network" and achieved "compressed development" by use of the internet technology.

Due to the slack attitude to the Interpersonal Lending of government, it has far less risk of being outlawed than Private Finance. Therefore, many Private Finance Traders entitled themselves as Interpersonal Lending. Local government and citizens also admitted their contribution to regional economics and start to intentionally obscure the function of both. As a result, the word of "Interpersonal Lending" not only means the intermediary agent of Native Banks and also the whole Private Finance, as well as the original form of Direct Lending Between the Individuals and the Private Meet Lending.

Even though government generally hold a generous attitude to Interpersonal lending, its risk of being outlawed is still potential depend on period, location, and certain situation. The reason why Interpersonal Lending can achieved such development, the accumulated social capital and community support has contributed a large proportion.



# 中国における「民間貸借」の発展とその論理

陳 玉 雄

## はじめに

ここ数年、中国の経済システムに対する評価が二極化になりつつように見える。中国政府が「社会主義市場経済」をかろうじて主張し続けるうちに、突然のように既存の資本主義に替わる「中国モデル」、「ワシントンコンセンサス」に対する「北京コンセンサス」（ステファン・ハルパー 2011）が囁かれた。これに対して、国民感情の悪化もあり、日本では本屋の店頭に並べられる中国関連図書を見ると中国経済が明日にも崩壊する議論などの感情的論説が埋まっている。一方、最近に出版された中国経済に関する研究著書を見ると、「国家資本主義の光と影」（加藤ほか 2013）と「世界を変える大衆資本主義」（丸川 2013）に関する論争の白熱化が期待されるまま、「中国経済論」から「中国経済学」への進化を遂げようとした「曖昧な制度」（加藤 2016）が割り込んできた。また、これまで中国経済の成功をもたらした最大な要因とされる「漸進的な市場化」に対して、「二一世紀に入ってからの中国は、漸進的な市場化の動きを鈍化させ、国有経済が増強し民有経済が縮小局面が現れた」という「国進民退」現象（加藤ほか 2013, 4 頁）はいまだに議論を呼んでいる。この中で、「切っても切れない隣人と付き合うには」、「歴史から解き明かす中国の論理」（岡本 2016）は、中身を変えながら数千年続いた中国社会の二重構造に光を当てる。

筆者は、これらの議論に参加することができないが、同じく二重構造となっている中国金融システムの一翼を担う「民間」の論理を明らかにすることを試みる。公的金融を中心とする公式金融の整備に拘る中国政府にとって、あまり相応しくない存在である「民間金融」の中心的な形態である「民間貸借」は民間企業とともに大きく発展した。その発展には独自の論理があるだろう。

## 1. 「民間金融」と「民間貸借」

### (1) 公的金融の整備

計画経済期の中国経済の重要な特徴の一つは、金融の不在であった。唯一の銀行である中国人民銀行でさえも、財政部（財務省）に一体化され専ら政府と国有企業の収納機関としての役割を担うにとどまっていた（樊，岡 1998，21 頁）。1970 年代末から 1980 年代前半まで金融機関の整備を内容とする改革が行われ、まず中国人民銀行が財政部から独立し、次に 4 大国有專業銀行（後の国有商業銀行）が中国人民銀行から分離・新設された。この時期では、公的金融はほとんど国有專業銀行であるため、国有專業銀行や農村信用合作社（信用組合と称する農村金融機関）以外の金融活動は「民間金融」になる。1980 年代半ばから、国有商業銀行の補完として地方政府と国有企業によって設立された株式制銀行（日本の地方銀行に近い）10 数行が公的な金融の新たなメンバーになった<sup>1)</sup>。また、銀行類金融機関の他、証券会社、証券取引所、保険会社などの公的金融が新設され、銀行などものに上場或いは民間資本を受け入れ、強化された。さらに、一部純粋の民間資本の金融機関も認められるようになった。

銀行類金融機関については、中国銀行業監督管理委員会から金融業営業許可が発行された金融機関が公式な金融機関になる。2016 年 9 月 22 日に銀行業監督管理委員会のホームページで確認した金融業営業許可書の交付状況は、以下の通りになる。政策性銀行 2 行〔分支店を含め合計 226,568 許可，以下カッコ内同じ。総行（本店）以外に，中国農業發展銀行は県レベル支行を中心に市や省レベル分行も許可対象になる。中国進出口（輸出入）銀行は省分行が許可対象になる。国家開發銀行は許可書なし〕，商業銀行 1,216 行（186,733 許可），農村合作銀行 48 行（1,593 許可），村鎮銀行 1,394 行（4,361 許可），資金互助社 48 社（48 許可），財務公司 237 社（ファイナンスカンパニー，273 許可），金融リ

---

1) 樊・岡（1998，31 頁）は，民間商業銀行として株式制銀行と地方政府が出資し，都市部の信用組合を合併して設立した都市合作銀行を「民間商業銀行」と分類している。しかし，株式制銀行は地方政府と国有企業が設立したもので，あくまでも「官方」であり，「民間」ではなかった。1996 年になってようやく私営企業が半分以上出資し中国民生銀行が創設され，2000 年代前半まで中国唯一の民間銀行だとメディアなどによって宣伝されたが，中国民生銀行による金融活動を「民間金融」という人はほとんどいない。

ース公司 55 社 (57 許可), 自動車ローン会社 25 社 (25 許可), 金融資産管理会社 4 社 (123 許可), 信託会社 72 社 (72 許可), 農村信用合作社 298 社 (31,027 許可のうち, 農村信用合作社の上部組織として省レベル連合社 25 社, 地区レベル連合社 26 社, 県レベル連合社 1,153 社, 農村信用合作社の下部組織として分社 27,554 社, 貯蓄営業所 1,785 カ所, サービスステーション等 186 カ所), 貸出会社 14 社 (うち, 天津所属区県の興農貸出会社 5 社, シーティーバンク系 4 社はそれぞれ重慶北培, 大連瓦房店, 湖北荊州, 湖北咸寧に立地されている), 消費金融公司 15 社 [ハイアル, 盛銀, 晋商, 華融, 杭銀, 中郵, 馬上 (重慶), 蘇寧, 湖北 (湖北銀行と TCL などの合弁), 招聯 (招商银行傘下の香港永隆銀行とチャイナ・ユニコムとの合弁), 興業, 捷信 (チェコの PPF グループの出資), 北銀 (北京銀行の出資), 中銀 (中国銀行の出資), 四川錦程 (成都銀行とマレーシア Hong Leong Bank)] である。なお, 国家開発銀行<sup>2)</sup> は中国銀行業監督管理委員会のホームページで確認する限り金融業営業許可書が交付されておらず, 中国銀行業監督管理委員会とともに国务院 (内閣) に直属する組織で, 同等な関係のため許可される必要がないと思われる。そうであれば, 中国開発銀行という組織そのものは, 「民間金融」にならないだろうが, 長期間にわたって「中華人民共和国商業銀行法」に違反した存在になると考えられる。上記の諸金融機関のうち, 政策性銀行と金融資産管理会社は政府の 100% 出資である。商業銀行は上場とその他の形で民間資本を受け入れているが, ほとんど実質上公的資本に支配されている。設立時の出資先を見ると, 中央政府か, 地方政府か, 国有企業かの区別があるものの, 国有商業銀行, 株式制銀行は公的資本によって設立された。城市商業銀行も地方政府が出資した上, 既存の城市信用合作社 (市街地信用組合を名義とする零細銀行) を合併して設立したものであった。農村合作銀行は実質上末端の地方政府が運営する農村信用合作社の合併でできたものである。2000 年代後半から新設された貸出会社は既存の銀行が全額出資, 村鎮銀行は同既存の銀行が筆頭株主になることが設立の条件となっている (陳玉雄 2010, 204 頁)。信託会社は地方政府などが設立した国際信託投資公司から再編したものが多く, 財務会社はほと

2) 「中華人民共和国商業銀行法」に, 「国务院銀行業監督管理機構の許可を得ていない場合は, いかなる団体及び個人も公衆の預金を預かるなど商業銀行の業務に従事してはならず, いかなる団体も“銀行”という文字の名称を使用してはならない」との規定がある (同法 2015 年 9 月改定版第十一条, 2003 年 12 月改定まで許可機関は中国人民銀行)。

んど国有企業のファイナンスカンパニーである。残されるのは、ここ10年ぐらゐの間に新設された零細金融機関の資金互助社（農村信用組合）、消費金融会社、金融リース会社と自動車ローン会社しかない。

このように、1979年以降中国の金融システムの整備は、まず中国人民銀行の財政部からの分離・国有専業銀行などの国有金融機関の復活・新設から始まり、次に株式制銀行などの地方国有金融機関の創設、証券市場の復活を経て、最後に一部純粋な民間資本の中小金融機関の容認に発展した。しかし、公式な金融システムの主体はあくまでも公的資本とその支配下の金融機関である。

## （2）民間金融の復活

中国の「民間金融」<sup>3)</sup>は、法的に認められていない金融主体とそれらの金融活動を指す。「民間信用」、「民間融資」、「非正式金融」、「非正規金融」（インフォーマル金融、非公式金融、非制度金融）、「体外循環金融」（体制外金融）、未観測金融、地下金融などとも呼ばれている。上記の名称は、「未観測金融」が公的な統計に観測されていないものを指し、「地下金融」に違法性を強調するもの以外、同じ意味だと考えても問題がないだろう。日本では、「民間金融」とインフォーマル金融は、真逆なものを指す。すなわち、金融の主流はあくまでも民間金融である一方、インフォーマルな金融というと、いわゆる闇金融或いは「地下金融」のイメージが強い。これに対して、中国では「民間金融」とインフォーマル金融（「非正式金融」とう）は、経済全体、とりわけ金融業界における「官方」優位を背景に、公的に認められていない全く同じものを指す。

謝毅（2005, 11～12頁）は「民間金融」を、資金需要と法定金融組織による供給の間に存在するギャップにより、利益の最大化を最大な動機に、法律に認められず監督管理を回避し、個人信用を基盤に活躍する金融の組織形態と金融活動と定義した。その特徴について、総規模が大きい、資金の用途の範囲が広い、参加者が多様な、利率の幅が大きいとの4点を挙げた。

張元紅ほか（2012, 45～46頁）は、これまでの「民間金融」に関する研究をまとめ、以下のように主張する。即ち「民間金融」がよく「内生金融」だとさ

---

3) 中国語の「民間」は、「官方」（政府側）の対極にある言葉であり、「非政府」を指す。馮興元ほか（2006, 13～15頁）は金融を「官方金融」、「準官方金融」と「民間金融」に分けるが、それぞれ本稿の公的金融、私的公式金融と民間金融に相当する。



れるように、資金需要に刺激され民間で自発的に発生し発展した金融制度であり、「民間企業のために資金を供給するすべての非公有主体の金融活動」と定義している。その特徴は「民間性」にあるが、具体的に以下の5点が挙げられている。①地方性、場合に社会性（「草根性」という。「草の根」で被支配階層による連帯・連携を指す）、②自発性、③総量が大きく、個別の規模が小さく、国家机关・法律以外のメカニズムに依存すること。④関係者間に高度な情報の対称性や完全性を有する。⑤金融当局の監督が難しいことである。

「民間金融」の範囲について、政府部門、メディアや当事者たちだけではなく、研究者によっても大きな違いが見られる。金融主体を「正規金融」、「違法金融」と両者の間にあるものに分けるのは一般的になっているが、「民間金融」が「違法金融」を含むかどうかについては論者によって異なる。朱徳林・胡海鷗（1997, 1～6頁）は、政府によって公式に認められた「正規金融」を「白色金融」と呼ぶ一方、「民間金融」を「黑色金融」と「灰色金融」に分ける<sup>4)</sup>。「黑色金融」は現存する法律に違反するだけでなく、市場経済の発展にも適さず、永久的に違法であり、世界各国にも認められない。正規金融機関の違法業務を含む。「灰色金融」は、現存の法律では認められないが市場経済の発展に役に立つものであり、即ち中国において一時的には認められていないが、世界各国では既に認められている。これに対して、陳虎城（2005, 30頁）は、「民間金融」は、正規金融と非法金融の間にある非正規金融である」と定義している。また、姜旭朝（1996, 1頁）は、「民間金融」を「非公有機関による、民間企業（「民間経済」或いは「非公経済」という、自然人と私的法人を含む）などに資金を供給するすべての非公有の資金融通」とした。しかし、姜旭朝・丁昌鋒（2004, 102頁）はこれを法律・行政管理の視点から、「工商管理部門に登録されていないあらゆる金融方式」に訂正した。

このように、一般的には「民間金融」は朱徳林・胡海鷗（1997）のいう「灰色金融」と「黑色金融」の双方を含め、公式に認められていないすべての金融主体とその活動を指す。本稿は、「灰色金融」を主な対象とするが、このような一般的な見方に従い「民間金融」が「黑色金融」をも含むこととする。但し、

4) 1996年に中国初の「民間金融」に関する専門研究書『中国民間金融研究』を出版した姜旭朝は、後述の広義の「民間貸借」（「民間金融」）を「白色貸借」（無利子或いは低利率の「友情貸借」）、中等利率の「灰色貸借」と高利の「黑色貸借」に分類する。

のちの変化を取り入れ、「工商管理部門の登録」ではなく、「金融監督機関の許認可」を最も重要な基準とする。すなわち、「正式金融」は「官方金融」であり、政府と国有企業など公的な機関が設立した金融機関とその金融活動を中心とするが、その補充として金融監督機関によって認可された民間資本の金融組織とその金融活動を含む。これに対して、「民間金融」或いは「非公式金融」は、公式に認められていないすべての「民間金融主体」とそれによる金融活動を指す。民間金融主体は、個人を中心としながらも、民間資本による組織あるいはネットワークを含む。但し、中国銀行業監督管理委員会から金融業務営業許可書が発行されていない「小額貸款公司」（小口貸出会社）、本来の信用保証以外の業務に従事している「信用担保公司」（信用保証会社）など、部分的にフォーマル化されているものも当面「民間金融」とみなす<sup>5)</sup>。

これらの「民間金融」に対して、「灰色金融」と「黒色金融」の区別が難しいこともあり、政府は「民間金融」を認めないという原則の下、少なくともその一部が経済発展における役割を認め平常時には無視或いは黙認するが、問題が発生するたびに厳しい取締りに乗り出すというスタンスで臨んできた。しかし、時期、地域、さらに関係部門によって恣意的な取締りが行われることも少なくなかった。とりわけ、1997年のアジア金融危機をきっかけに公式な金融機関に対する管理強化とともに、「民間金融」には厳しい態度で臨んだ。國務院（内閣）は1998年7月に、「非法金融機構和非法金融業務活動取締弁法」<sup>6)</sup>を公布した。その第三条で「人民銀行の許可なしに、預金、貸付、決済、手形割引、コール資金の融通、投資信託、金融リース、融資担保、外貨売買などの金融業務を営む機関およびその予備組織」を不法金融機関だと規定している。第四条で「人民銀行の許可なしに、①預金とその類似行為、②あらゆる名義での不特定多数のものを対象とする「集資」（資金集め）、③貸出、決済、手形割引、コール資金の融通、投資信託、金融リース、融資担保、外貨売買、④中国

5) 2015年9月1日に施行された「民間貸借案件の審理に適用する法律の若干問題に関する最高人民法院の規定」第一条は、「金融監督機関の許可を経て設立された貸出業務に従事する機関とその分支機関は、貸出などの関連金融業務で発生した紛争には、本規定を適用できない」とし、金融監督機関の許可を経て設立したものを「民間貸借」に含まないことにした。

6) 「不法金融機関と不法金融業務・活動に対する取締弁法」。中国で法律が未整備の段階では、政府あるいはその関係部門は「条例」、「弁法」、「決定」、「通知」、「意見」（上位→下位）などの名称を使い、暫定的な法律を公布し施行する。

中国における「民間貸借」の発展とその論理

表1 一部の調査で見られた各地の「民間金融」の形態

民間金融の形態	主要分布地域
互助的貸借	全国各地
合会（無尽）	江蘇，浙江，福建，広東
「対縫」業務（又貸し）	東北地方
基金（ファンド）	陝西，山西
質屋，販売代理店	寧夏，広東，浙江
銀背，錢莊	浙江，福建，広東
民間放貸人（個人貸金業者）	遼寧，吉林，山東，浙江
信息中心（情報会社）	広東
資金互助会（信用組合）	山東
互助基金会（信用組合）	黒龍江
各種集資	各地
互聯性信貸交易（実物取引と連動した貸借）	浙江，内モンゴル，吉林
手形割引	山東，山西，浙江，江蘇，福建，広東
農民資金互助合作社	吉林

出所：張元紅ほか（2012）『中国農村民間金融研究—信用，利率与市場均衡』社会科学文献出版社，43頁（原資料は馮興元『中国農村内生金融發展与創新研究報告』未発表原稿，2005年3月）。

人民銀行が認定するその他不法金融業務」を不法金融業務と規定している。①、②および③に列挙された金融活動はほとんどの金融活動を含んでおり、さらに④「中国人民銀行が認定するその他不法金融業務」という恣意的な規定があり、全体的に人民銀行の許可書が交付されていない金融活動およびそれに従事するものはすべて不法となる。これに従えば、中国人民銀行（のちに中国銀行業監督管理委員会，証券監督管理委員会，保険監督管理委員会）の許可なしに行われるすべての金融活動とその組織は違法な「地下金融」，即ち「黒色金融」になる。しかし、これらの「民間金融」は政府やメディアなどがいう「一部の地域」ではなく、表1に示される通り東南沿海部を中心に全国各地に独自の論理で展開されている。

### (3) 民間貸借の成長

このように、中国の金融システムは公式金融と「民間金融」という二つの階層によって構成されている。政府は、公的金融を整備するため、その補完とな

る私的金融を限定的に認める一方、公式金融機関以外の金融主体とその金融活動を厳しい態度で臨んできた。そのため、「民間金融」には取締りのリスクが常に存在する。これらの「民間金融」は、その形態から、後述の狭義の「民間貸借」、コミュニティ金融の「合会」（無尽）とその他<sup>7)</sup>に分けることができる。そのうち、本来の「民間貸借」、即ち仲介を伴わない「個人間貸借」あるいは「直接貸借」は、救済的な役割、互助的な役割又は中小企業の資金調達の役割を果たし（次節を参照）、政府によって容認されやすい。実際には、計画経済期にも相互に救済するための「民間貸借」が認められていた。

「改革開放」以降、国有専門銀行を中心に公的金融機関が復活・新設された一方、「民間貸借」、「合会」（無尽）などが民間に自発的に生まれた。これは、政府が設立・運営する「公的金融」と区別するため、「民間金融」あるいは民間による信用供与の意味で「民間信用」、「民間融資」などと呼ばれるようになった。このように、「民間」の金融活動に対する呼び方自体には、肯定的な意味も否定的意味も入っておらず、経済主体を区別するための名称であった。改革開放初期の「民間金融」は、人民公社時代に人民公社の救済機能を補うものでもあり、互助的な性格を有し社会主義原則に反しないとされた。

しかし、この「民間金融」はある程度成長すると、政府及び公的機関が運営するものによる資源の集中秩序への妨害が危惧される一方、その利息収入等が「労働以外の分配」と、「高利貸」が社会主義原則に反するとされ、批判されるようになった。政策金融あるいは公的金融機関による金融が人間の血液循環に譬えられ「資金の体内循環」と呼ばれ、「民間金融」による「体外循環」はあるべき姿ではないという議論が多くみられるようになった。さらに、高利貸などの部分が強調され、否定的な意味合いが強い「地下金融」として問題視され、多くのメディアに取り上げられるようになった。全体的にみると、これらの批判は、金利が高い、詐欺が多いと金融秩序を混乱させるとの3種類に分けられる（陳玉雄 2010, 49~56）。この中で、政府の意を汲んだ司法部門も「民間金融」に厳しく対処するようになった。「民間金融」に関係する罪は、投機倒把（投機）罪、集資詐欺罪、非法吸収公衆存款（預金受入）罪、金融秩序破壊罪などがあるが、違法になるかどうかを判断されるポイントは目的、対象と金利の3

7) 「質屋」、闇外為市場及び住民又は従業員などからの資金を集める「民間集資」などがある（陳玉雄 2010, 36頁）。

つになる。最初から生産資金の調達为目的としない多額のものが集資詐欺罪、「不特定多数」を対象とするものが預金受入罪にかかる可能性が高いとされている。さらに、「抬会」(実質上のねずみ講)など「合会」の変種による混乱もあり、本来の「合会」(無尽)も取締りの対象になった。特に、「合会」が盛んに行われていた浙江省温州市、福建省福安県にはそれぞれ3回以上も大規模な取締りキャンペーンが数年おきに展開されてきた。最終的に、2010年12月に最高人民法院(最高裁判所)が公布した「非法集資刑事案件の審理に適用する具体的な法律の若干問題に関する解釈」第二条の(十)に「民間の“会”，“社”などの組織を利用し違法に資金を受け入れた」ことを「預金受入罪で処す」との一文を設けた(国務院法制弁公室2014, 279頁)、これまでに「合会」に対する厳しい態度を司法解釈の形で明文化した。すなわち、互助的なコミュニティ金融である「合会」という金融形態自体を否定している。このような政府態度の影響は、一部の研究者、とりわけ金融機関に勤める研究者からも見出すことができる。陳虎城(2005, 30~31頁)は、「民間金融を合会、標会などの地下非法金融に簡単に混同する」ことを批判し、「民間金融」の正当性を主張する。その理由として、「民間金融」は「地下非法金融」とは本質的に違い、直接貸借が圧倒的に多い、ハイリスクを意味しない、その役割が社会に認められていることを挙げた。しかし、同時に「成熟した市場経済国」のROSCAを「規範的に運営されている」と持ち上げた。彼は「民間金融」の正当性を主張するため、「民間金融」を後述の「民間貸借」のうちの直接貸借を強調し、ROSCA、「無尽」と全く同じ仕組みの「合会」をねずみ講の一面のみを見て批判したと考えられる。

このように、「民間金融」のうち、本来互助的な仕組みの「合会」が禁止され、大きなリスクを抱えるようになった。これに対して、「民間貸借」に対する政府態度が比較的宥和的になる<sup>8)</sup>。小範囲における生産資金や小規模の消費資金の調達には、上記の「詐欺目的」や「不特定多数」の基準にかからないため、残されたのが金利規制だけである。この金利規制は、1991年8月に公布された「人民法院の貸借案件審理に関する若干の意見」により銀行の同類貸出の4倍以下であれば、基本的に摘発されない<sup>9)</sup>。さらに、「民間貸借案件の

8) 但し、後述の通り銀行の専属業務として、貸金業者などによる金融仲介は今でも禁止されている。直接的な「企業間貸借」も2015年8月まで認められていなかった。

審理に適用する法律の若干問題に関する最高人民法院の規定」が2015年9月1日から施行され、金利規制が大幅に緩和された。同規定第二十六条によると、約束した金利が年24%までは司法で保護される。但し、同36%を超えた場合超過した部分の金利は無効になり借手はその返還を請求できる。また、24%を超えたが、36%未満の利息の返還を請求できない（同三十一条）。

このように、他の「民間金融」の形態に比べ、政府が民間貸借に比較的に宥和的な態度を取ってきたため、「民間貸借」の取締リスクが比較的に小さい。そのため、その他「民間金融」関係者が自らの活動を「民間貸借」と主張するものが多く、公的な調査も「民間金融」全体を「民間貸借」と称するようになった。1986年から20年間にわたる中国共産党中央政策研究室と農業部（日本の農林水産省に相当）の合同全国農村固定観察点調査はその代表である。それによると、「民間貸借」の規模について、1980年代半ばから2000年代半ばまで農家の資金調達7割前後（陳玉雄2010, 23頁）に達した。しかし、農家の資金調達先を銀行・信用社と「民間貸借」に二分しており、この「民間貸借」は明らかに公式金融以外の「民間金融」全体を指す。その結果、フォーマルな金融機関を通じて行われるもの以外の、すべての金融業者、金融業務および資金調達も「民間貸借」と称され、「民間貸借」が「民間金融」と全く同義に使われるようになった。このような学界やメディアにおける「民間貸借」という用語の混乱に対して、一部の中国学者はその整理を試みた。姜旭朝（1996）は広義と狭義に分け、広義の「民間貸借」を「民間金融」の総称とし、狭義の「民間貸借」は「民間経済」における個人間の貸借活動を指すとしている。江曙霞ほか（2003, 99~100頁, 14頁）は、貸借双方による仲介（後述の「紹介」を含む）なしの直接貸借を「民間貸借」、「地下金融組織」などによる信用仲介を「民間信用」と呼んでいる。また、「民間信用」の発展方向が「民間銀行」にあるかもしれないと指摘している。しかし、彼らは用語の混乱の背景にある政府態度とこれに対する「民間」の対応との関係を追究しなかった。

---

9) 同「意見」第6条は、「民間貸借の利率は銀行の利率より適度に高くなってもよい。各地の人民法院はその地域の実情に基づき具体的な基準を作ることができるが、銀行同類貸出利率の4倍を超えてはならない。この限度を超えた場合、超えた部分の利息を保護しない」となっている。また、2004年12月の銀行貸出金利上限の撤廃以降、中国人民銀行が発表した基準金利が銀行同類貸出金利の代わりとすることが、各地の裁判事例でわかる。

## 2. 「民間貸借」の形態

「民間貸借」は、民間における貸借関係を指す。「民間貸借」は、大きく各種の金融仲介業者を介する「間接貸借」と仲介業者を介さない「直接貸借」との二つに分けることができる。そのうち、直接貸借も、知り合いの範囲内における相対方式のもの他に、個人あるいは紹介業者を通じて行われるものを含む（陳玉雄 2009, 3 頁）。前述の通り中国においては、「民間貸借」は「民間金融」全体と同じように使う場合が多い（陳玉雄 2010, 21 頁）。

本稿では、特に説明しない限り「民間貸借」は狭義のもの、すなわち個人あるいは紹介業者を通じて行われるものを含め、個人、企業の間とその相互間（以下個人・企業間という）の直接貸借を指す。その他に、仲介業者を介する間接的なものを含め、個人、企業の間とその相互間の貸借関係を、広義の「民間貸借」とする。また、公式金融以外のすべての金融業者、金融業務および企業・個人の資金調達活動を「民間金融」と総称する。以下は、「民間貸借」の復活と発展の過程を見る。

### (1) 個人間直接貸借

中国では、狭義の「民間貸借」の他、コミュニティー金融の仕組み「合会」（無尽）、中国式銀行とされる「錢莊」などの貸金業者及び遠隔地為替業者「票号」などが古くから発達していた。漢の時代（紀元前 202 年–220 年）には、既に多くの貸金業者「子錢家」が存在し、長安には「子錢家」が組織した金貸イチャバがあった（彭信威 1965, 209 頁）。清朝末期と民国初期には、自由貿易権、関税特権及び治外法権などを獲得したにもかかわらず、外国商社「洋行」だけではなく、外国銀行も個々の「錢莊」が発行した手形である「莊票」と「錢莊」の業界組織が運営する手形交換所に依存せざるを得なかったのである（陳玉雄 2010, 124–125 頁）。

しかし、1950 年代の社会主義改造によって私的な経済活動がほぼ消滅され、「民間貸借」を含む「民間金融」が存在する余地がほとんどなくなった。その中で、唯一無利息の個人間の直接貸借は計画経済期においても、困窮化した個人あるいは家庭の救済を目的とするため認められていた。政府は、計画経済期に

において基本的に生産に直接貢献しない消費者金融を否定し、「他人の労働成果を搾取する」利息を全面的に禁止していた。また、一元的な財政配分システムの下、企業による資金調達必要性がなくなり、商業銀行が中央銀行である中国人民銀行の一部門となった。さらに、唯一の銀行となった中国人民銀行でさえも、一時期財政部（日本の財務省に相当）の中に移転し財政部に一体化された。

このように、経済の計画化に伴い金融部門全体が消滅した中、唯一個人への救済的な貸出が認められていた。これは、あくまでも親しい仲間の間における生活困難者に対する救済的な貸出に限定され、自然人の間における直接的な貸借であった（陳玉雄 2009, 3 頁）。この中で、冠婚葬祭などの消費資金の調達を目的とする個人間貸借が部分的に復活した。一方、一部取締りの対象になる行商のための資金調達にも「悪用」された。いうまでもなく、これらのものはどれも少額なものであり、互助的な性格が強かった。そもそも、多額な貸出金を持つ裕福な個人或いは家庭が存在しなかったのである。また、農民たちのインセンティブを高めるため、集団労働体制の下一時的に「自留地」が認められ、ほとんど無利息の少額貸借も親友の間で自発的に行われるようになった。さらに、1970年代の改革開放期に入ると、農村部では一定の食糧上納を条件に「家庭請負責任制」が次第に実施され、「个体労働」或いは「个体戸」（自営業）<sup>10)</sup>も認められ、農産物や手工業などの製品も「自由市場」で販売されるようになった。都市部も帰還青年<sup>11)</sup>の雇用対策として、露店・屋台などの「个体戸」が推進され、「資本主義的な詐取」とされた私的雇用も「弟子入り」から始まり、次第に従業員7人までの「个体戸」が認められるようになった。それに伴って、生産資金の需要が生まれ拡大した一方、遊休資金が貸出され、個人間の

10) 「个体戸」は、「个体労働」、「个体経営」、「个体経済」などとも呼ばれ、日本では「自営業」、「個人企業」と訳されている。本稿は、それが単独の場合「个体戸」という用語を使うが、「私営企業」と一体になって私的企業を指す場合「個人・私営企業」とする。「个体戸」は、農業以外の副収入を狙う「家庭副業」として個人あるいは家族労働から出発したが、その後2名さらには5名までの弟子入りが認められ、現在は従業員7名までの家内企業（無限責任）を指す。しかし、2003年筆者が福建省のある「个体戸」を訪問した時、その従業員が50名以上になることを知り驚いたが、その経営者は「私営企業」になると、銀行などが融資してくれる可能性があるが、登録する時の手続きが煩雑になる一方、税務署、工商管理局などの付き合いも多くなると説明した。

11) これまでの十数年間にわたって「農民の再教育」を受けると称し、実質的に失業対策であった「上山下郷運動」によって農村に送り込まれた3,000万人ともいわれる青年は続々と都市に帰還し、糊塗された失業問題がさらに深刻な形で噴出した（丸川 2002, 11～12 頁）。



中国における「民間貸借」の発展とその論理

直接貸借が盛んに行われるようになった。これらと同時に、消費資金の貸借も耐久消費財の普及に伴って、普通に行われるようになった。成人の中国人であれば、誰もが人に金を貸したり借りたりするものだと言われるほど、直接貸借

表2 企業間貸借の有効性に関する法令

名称	公布者	関連条項
共同経営契約紛争事件の審理における若干問題に関する回答	最高裁 法〔経〕発 〔1990〕27号、 1990年11月12日 公布、同日施行	4(2)条：企業法人または事業法人が共同経営の一当事者として共同経営主体に投資するが、共同経営に参加せず、また、共同経営のリスク責任を引き受けず、損益にかかわらずに期限通りに元利を回収し、又は期限通りに固定利益を回収する行為は、表面的には共同経営であるが、実質的には貸借にあたり、関連の金融法規に違反するため、契約の無効を確認しなければならない。
「貸付通則」	中国人民銀行令 1996年第2号 1996年6月28日 公布、同年8月 1日施行	21条：貸付人は、中国人民銀行の貸付業務取扱許可を取得し、中国人民銀行交付の「金融機関法人許可証」または「金融機関営業許可証」を有し、かつ工商行政管理部门により審査確認の上での当期を経ていなければならない。 61条：企業の間では、国の規定に反する貸借または別の名目による貸借融資業務を扱ってはならない。 73条：企業の間で、無断で貸借または名目を変えた貸借を行うときは、中国人民銀行が貸手に対して違法収入に応じ同額以上5倍以下の過料を処し、かつ中国人民銀行が取り締まる。
「企業間貸借契約の借入人が期限到来後も借入金を返還しない場合、いかに処理すべきかの問題についての回答」	最高裁法復 〔1996〕15号、 1996年9月23日 公布、同日施行	企業間貸借契約は関連の金融法規に違反し、無効な契約である。
最高人民法院経済審判庭への「企業間貸借の問題についての回答」	中国人民銀行 銀条法 〔1998〕13号 1998年3月16日 公布、同日施行	「銀行管理暫定条例」第4条の規定によると、非金融機関が金融業務を取り扱うことは禁止されている。貸借は金融業務に該当するため、非金融機関の企業間においては、互いに貸借をしてはならない。 企業間の貸借活動は、我が国の市場経済を繁栄させることができないだけでなく、逆に正常な金融秩序を乱し、国の信用貸付政策及び計画の徹底執行を妨げ、投資規模に対する国の監督制御を弱めることになり、経済秩序の混乱を招く。このため、企業間で締結されたいわゆる貸借契約（又は借入契約）は、国の法律および政策に違反するものであり、無効と認定すべきである。

出所：吉 佳宜「最高人民法院による民間貸借に関する司法解釈について」（『国際商事法務』第43巻10号、2015年、1,560頁）、一部官報等に基づき加筆。

が普及していた。これらの資金貸借は、個人間の直接貸借から始まり、政府もその生産・生活における役割を認め、「民間自由貸借」と呼ばれるようになった。

しかし、直接貸借のうち、企業間貸借は「民間自由貸借」とされることがなく、表2に示される通りこれまで禁止されてきた。具体的に、1990年11月最高人民法院「共同経営契約紛争事件の審理における若干問題に関する回答」（法〔経〕発〔1990〕27号）、1996年6月中国人民銀行が公布した「貸付通則」、1998年3月中国人民銀行から最高人民法院経済審判庭への「企業間貸借の問題についての回答」などで、部門規則ではあるが、企業間貸借が繰り返し禁止されていた。ようやく、2013年9月最高人民法院奚晓明副院長の談話をきっかけに、一部の法院の裁判で企業間貸借が認められるようになった。最終的に、前述の「民間貸借案件の審理に適用する法律の若干問題に関する最高人民法院の規定」第一条は、「本規定の言う民間貸借は、自然人、法人、その他組織の間及びその相互間において行われる資金融通行為を指す」とし、司法機関の裁判実務におけるガイドラインという形で企業間貸借が認められるようになった（吉佳宜2015、1560頁）。2016年8月に中国銀行業監督管理委員会、工業・情報化部、公安部及び国家インターネット情報弁公室が共同で公布した「網絡（インターネット）借貸信息中介機構業務活動管理暫行弁法」も、貸借双方とも「個人」に限定せず、「自然人、法人およびその他組織」を含む主体としている。このように、裁判実務においてだけではなく、部門法規においても「企業間貸借」が解禁される方向にあると考えられる。なお、「企業間貸借」が繰り返し禁止されたことは、シャドーバンキングの重要な形態として、商業銀行等による「委託融資」が発生した最も重要な理由にもなった。「企業間貸借」の解禁は「委託融資」の縮小につながるだろう。

張翔（2016）によると、改革開放以前の温州では、直接借入の主な目的は生活消費需要を満たすことにあり、親友間で相互の理解と信頼関係に基づいて発生したのは普通であった。そのため、ほとんど無利息或いは低利率（返済時にはお礼する場合がある）、契約もいらず、迅速にでき、期間も様々であった。約束した期間に返済できなくても延期・一部返済・利息だけを先に返済するなどになる場合もあった。改革開放以降、主な目的が次第に事業資金の調達に変わり、主要な借入人も「个体戸」や私営企業の経営者になり、貸借双方の関係も

親友に限らなくなり、貸借資金の規模が拡大し、一部の貸借には低利或いは市場利率の利息が徴収され、契約も結ばれるようになった。但し、手続きが簡単、取引が迅速、期間の融通が利くなどの特徴が変わらなかった。また、企業は資金需要が増えたとき、多くの場合銀行・信用合作社の融資と民間借入を同時に拡大させるため、民間貸借の規模は銀行・信用合作社の融資の規模と正の相関関係にある（張翔 2016, 22~23 頁）。これにより、温州の「直接貸借」は、改革開放以降だけではなく、計画経済期にも他地域に先んじて行われたことがわかる。

## (2) 「民間紹介貸借」

次に、「個人・私営企業」が事業資金の調達のため「民間貸借」を利用するようになり、この需要を満たすことをビジネス機会とする紹介業者が生まれたのである。1970年代末の改革開放以降「个体戸」に続き、「私営企業」も族生した。雇用を避けられない「私営企業」は、公営企業の名義借りから始まり、1984年に「公的な郷鎮企業」<sup>12)</sup>の一部となり、1988年「憲法」で「社会主義公有経済の補充」、1999年「憲法」で「社会主義公有経済の重要な構成部分」となったのである（陳玉雄 2010, 179~180 頁）。これらの「個人・私営企業」は、「民間貸借」を通じて事業資金の調達に乗り出した。このような貸借は、個人間貸借と後述の「紹介業者」を介したものを含めて、当時の比較的緩やかな政策環境の中で「民間自由貸借」と呼ばれるようになった。

このように、「個人・私営企業」は、その存在自体が認められない時期もあり、資金、原材料および技術などの調達においてかなり制限されていた。資金面では、最初から国有企業や公的プロジェクトの資金調達を目的とする国有專業銀行（のちに国有商業銀行）からの資金調達には無理がある。また、名ばかりの協同組合で実質上地方政府が経営する農村信用合作社から資金を調達することも容易なものではなかった。この中で、「私営・個人企業」、とりわけ創業してから間もないものは、自己資金の他「民間貸借」で資金を調達せざるを得なかったのである。まず、家庭副業の性格があり無限責任を基本とする「個人企

---

12) 1984年3月国務院が通達した農業部の「社隊企業の新局面を切り開くことに関する報告」は、人民公社や生産隊が経営する公的企業「社隊企業」を「郷鎮企業」に改称した上、国有企業や外資系企業以外の企業をそれに含むようにした（孔麗 2008, 83 頁）。

業」は、法人資格を持たず銀行から借り入れることができないため、「民間貸借」から資金を調達するのが自然の流れであった。次に、私営企業やその他の企業も、生産手段の公的所有原則が維持され企業自体の存続が危惧される中、最初は企業主あるいは株主が個人名義で、そのうちに企業名義で事業資金を借り入れるようになった。この中で、「民間自由貸借」は関係者によって、個人から企業への貸借まで拡大解釈されるようになった（陳玉雄 2009, 3-4 頁）。なお、企業は個人から借り入れる場合、その資金調達活動が「不特定多数」からの「銀行預金業務」あるいは「違法集資」とされる可能性があり、取締りリスクを冒すことになる。2003 年 5 月に河北省徐水県にある大午農牧集団孫大午会長が「預金の違法受入」の疑いで逮捕されたのはそのためである<sup>13)</sup>（陳玉雄 2010, 202 頁）。

しかし、これらの「民間自由貸借」はあくまでも親友関係などの単一の個人ネットワークに依存して行うものであり、作れば売れる中で企業の事業資金の需要を満たすことができなかった。そのため、単一の個人ネットワークを超えた貸借も、「銀背」、「銭中」などと呼ばれている紹介業者を介して行われるようになった。「銀背」、「銭中」は、自己資金を貸出していた個人から発展してきたものであり、民間の貸借双方の紹介を事業とする個人貸金業者を指す。但し、これらの専門紹介人よりも、貸借紹介を副業的に行う紹介人が多いとみられる。これらの個人は、当初自己資金を貸出の原資にしていたが、やがて自己資金で対応できないものを自らの人的ネットワークを活用して紹介するようになった。その紹介も、最初手数料なしで行われたが、そのうち手数料を取るようになり、さらにはそれを自らの事業とするようになった者もあらわれたのである（陳玉雄 2009, 3-4 頁）。本稿は、このような紹介業者を介した貸借を「民間紹介貸借」と呼ぶ。紹介者が貸借の仲立ちだけではなく、場合によって保証サービスも提供する。なお、これらの紹介業者は、政府が公式な金融機関以外の金融組織や組織的な金融活動を厳しく摘発するため、あくまでも個人で

13) 大午農牧集団は、生産資金を調達するために村民たちから有利子の資金を借入れたことが違法とされたが、孫会長が県政府からの接待要求などを拒み続けたことが災いを招いたともいわれている。幸い、彼がこれまで社会貢献で有名となり中国を代表する経済学者との付き合いがあり、この学者たちによって救出運動が起こされ、結果的に3年間の刑が言い渡され、執行猶予で5カ月間の拘束で済んだ。会社も従業員、地域住民の献身的なサポートで存続できた（陳玉雄 2010, 202 頁）。

自己資金を貸出し、個人で貸借双方の紹介を行う。このような個人主体原則は「民間金融」全体に言えるものであり、社会主義的な組合の性格を有するとされる「合会」が厳しく摘発されたのも、この原則から逸脱して組織的に行われると見られたためだと考えられる。また、前項で見てきた個人間の直接貸借はもちろん、次項でみる貸金業者の仲介も個人が主な主体となっている。

紹介業者を介した「民間貸借」はどの地域にも存在するものであるが、経済が比較的発達した東部地域では民間貸借の資金用途は主に生産活動になるのに対して、比較的遅れている西部地域ではその資金が冠婚葬祭などの大型消費に使われる場合が多い（江曙霞ほか 2003, 47 頁）。そのうちの一部は、政府による取り締まりリスクを冒し、自己資金（自らの返済能力）を超えて自らの責任で資金を借り入れるものも出てきた。この場合、「銀背」などの名のままで実質的に下記の「銭荘」になったのである。また、李静（2006, 349 頁）によると、農村信用合作社の「信貸員」（貸出担当者）が「銀背」になるケースも少なくない。この場合、取引成功のカギは借手の信用ではなく、「信貸員」の信用にあり、その信用があったからこそ一部には貸手は借手とは面識もないまま資金を貸出したという。

張翔（2016）によると、温州の「銀背」は最初、ほとんど民間貸借における仲立ち人或いは保証人であった。これらの仲立ち人或いは保証人は、地方で比較的声望が高く、個人の経済力も強い。早期の「銀背」が仲立ちと保証で費用を徴収しないため、借入人は代わりによく贈り物などで感謝を示す。その後一部の「銀背」が貸借情報仲介人となり、貸借双方に情報を提供し、仲立ちで手数料を取る。情報仲介人が預金を受け入れず、債権債務関係は依然として貸借双方にある。また、情報仲介人は場合によって、仲立ち人、保証人を務め、手数料と保証料を取る。さらに、一部の「銀背」は預金を受入れ、地下銭荘の経営者になった。その場合、資金保有者が随時に預け入れ、すぐに利息が計算される。1980年代温州市瑞安县塘下区にはほとんどすべての村に「銀背」が、一部の集鎮は「銀背」が10人もおり、10数万の資金で30分から1時間で調達できる。乐清県楽成鎮年間150万元ぐらいを貸出した「銀背」が10数人、銭庫鎮に同300万元ぐらいが10数人いる（張翔 2016, 33~34 頁）。蒼南県宜山・銭庫鎮に「銭中」が30人以上おり、1「銭中」あたり預金残高が20万から30万元までの間にある（張翔 2016, 33~34 頁）。1992年8月瑞安市莘塍区に対

表3 形態別民間金融の活動範囲、性質、代償と担保方式

形態	活動範囲	性質	使用代償	担保・保証
個人間貸借	個人のネットワーク、概に村内或いは隣村	互助的	無・低利が多い	ほとんどなし、暗黙的に個人間信頼
紹介を介した貸借	紹介者のネットワーク、概に郷・鎮	営利的	高利	一部担保・紹介者の保証、紹介者の信頼
合会	親のネットワーク、概に村内或いは隣村	互助→営利	低利→高利	掛金・暗黙的にネットワーク内の信用
企業間貸借	郷鎮或いは以上	営利的	高利が多い	ほとんど有り

出所：張元紅ほか（2012）『中国農村民間金融研究——信用、利率と市場均衡』社会科学文献出版社 179 頁を参照に、筆者作成。

する調査で、同区 30 近くの行政村、平均 1 村に 1「銀背」があり、1「銀背」あたり 100 万元ぐらいを貸出し、総規模が 3,000 万～4,000 万元、同年銀行・信用合作社の合計貸出規模に近かったことが分かった（馮興元 2006, 142 頁）。

このように、狭義の「民間貸借」は基本的に個人間の直接貸借であり、一部業者などの紹介による貸借を含むが、その後業者による仲介などの広義の「民間貸借」まで発展した。表 3 は仲介業者に発展した前の民間金融の諸形態とその活動範囲、性質、資金使用の代償及び担保・保証などの面での特徴を示している。そのうち、紹介を介した貸借が次項に取り上げる仲介形態に最も近いと考えられる。なお、「合会」と「企業間貸借」は狭義の「民間貸借」の範囲外にある。

### (3) 「民間仲介貸借」

広義の「民間貸借」は、狭義のもののほか、個人および「錢莊」などのインフォーマルな金融仲介業者を介する、個人・企業間における貸借関係を指す。1980 年代からの「錢莊」<sup>14)</sup>などは、ほとんど「銀背」、「錢中」などの個人紹介

14) 一般的に、「錢莊」と呼ばれるものは、古代中国における銀と銅錢などの諸貨幣の両替から出発したが、その主要な業務が両替から商人への貸付、決済、さらには一部が内国為替へと変化していた。「錢莊」は清朝末、民国期に隆昌期を迎えたが、中華人民共和国になってからはほぼ消滅された。また、1980 年代になってからインフォーマルな金融仲介業者が一般的に「錢莊」と呼ばれる。その他に、日本では「地下銀行」と言われる、銀行免許を持たない外国為替業者も「地下錢莊」と呼ばれている。なお、金融仲介業者の「錢莊」が法律に違反しているが、民営中小企業の資金調達などで経済発展に一定の役割があるとされる。一方の外国為替業者の「地下錢莊」が法律に違反する上、経済的な役割がほとんどなく、マネーロンダリングなどの犯罪とよく混同され、厳しく批判されている（陳玉雄 2010, 111 頁・

業者或いは「合会」（無尽）の親から発展したものであった。これらの業者は、そのまま「銀背」,「銭中」などと呼ばれるものも少なくなかった。金融紹介業者は、自己資金での貸出も行うが、あくまでも貸借双方の紹介により手数料を得るだけであり、リスクを負わない。また、貸出側からの連帯保証要求を受け入れる時もあるが、基本的に貸借双方の自己責任の下で紹介のみを業務とする。これに対して、「銭荘」などの「民間仲介業者」は、自己責任で常時に資金を借り入れ、貸出を行う。本稿は、このような「民間仲介業者」を介した貸借を「民間仲介貸借」と呼ぶ。前者は基本的に「直接貸借」、後者は「間接貸借」と言える。なお、この時期には「銭荘」などの仲介活動が活発になるが、「民間自由貸借」も引き続き社会の隅々まで日常的に行われている。2003年中国人民銀行温州市中心支行（支店）の調査によると、温州の「民間貸借」（本稿のいう「民間金融」を指すと思われる）のうち51.5%は貸借双方が友人関係であり、10.6%は紹介者によるもの、7%は「銀背」などの「銭荘」に近い組織の仲介によるもの（袁満・劉兆琼 2005）。

前述のように、狭義の「民間貸借」は「詐欺」、「不特定多数」からの資金調達及び「高利貸」を除き、経済発展に一定の役割を果たしているとされ、政府によって認められている。そのため、仲介業務を行う多くの「民間仲介業者」は自らの業務を「民間貸借」だと主張し、地方政府および地域の人々もその役割を認め、結果的にそれらの業務が意識的に狭義の「民間貸借」に混同されるようになった。しかし、「銭荘」などの「民間仲介業者」を介して行われた「民間貸借」は、借手と貸手との間に貸借関係がなくなり、借手も貸手もあくまでも「民間仲介業者」との貸借関係が発生する。この意味では、「民間」（公的なものではない）ではあるが、直接の「貸借」ではなくなり、本来の（狭義）「民間貸借」だと言えなくなった。

一部の「民間仲介業者」は、自らを社会主義原則に合致する協同組合組織だと主張し、「農村合作基金会」、「金融服務（サービス）社」あるいは「城市信用合作社」に名乗っていた。1990年代末「農村合作基金会」は一部農村信用合作社に合併されたほか、一律に閉鎖された。「城市信用合作社」の多くと「金融服務社」の一部は、「城市（都市）商業銀行」に発展的解消された。現在都市名を冠した商業銀行はほとんど都市商業銀行である。

---

133頁）。

また、「錢莊」などの関係者は、取締りを避けるため自らの資金調達を銀行にしか認められていない預金業務ではなく、資金不足を補うための一時的な借入（すなわち正当な「民間貸借」）だと主張している。確かに「錢莊」が一時的な資金不足を補うため地域の有力者から資金を借り入れる場合もあるが、その業務は基本的に常時に利率を提示し、資金を「不特定多数」から受け入れるものであり、実質的に預金業務であると考えられる。張翔（2016、34～35頁）によると、温州市では4つの錢莊が一般商工企業の営業許可を交付された。1984年9月25日中国改革後最初の錢莊「方興錢莊」は、温州市蒼南県錢庫区政府の臨時工商営業許可を得て公開営業を開始した。しかし、金融監督部門の正式な承認を得ることが結局できなく、1989年自主清算して休業した。その他に、1985年に楽成錢莊、巴曹信用錢莊は数カ月間営業したが、金郷錢莊は実際に営業したかどうかは不明であった。

その他、「掛戸公司」<sup>15)</sup> や「資金調剤商行」（実質上の錢莊）など、質屋・小口貸出会社及び信用保証会社<sup>16)</sup> の一部も、実質的に「民間仲介業者」の役割を果たした。「掛戸公司」、「資金調剤商行」はほとんど閉鎖された。現在公式な組織である質屋、小口貸出会社及び信用保証会社は、本来の業務から逸脱し「民間仲介業者」の業務に従事した場合、取締りの対象になる。

これらに対して、近年の中国で活発化したソーシャルレンディングは、少なくとも最初は業者の紹介で成立した直接貸借であり、新型の「民間貸借」だと言える。紹介者を介した貸借は個人間の直接貸借における単一の人的ネットワークによる制限を大きく緩和したが、ソーシャルレンディングはネットワーク技術を活用し、地理的なネットワークの制限を完全に突破した。一方、後述のようにソーシャルレンディングのうち債権証券化形態は、売り出した証券が元本と利息が保証されるため紹介より仲介に近い役割を果たしている。この意味

15) 零細な手工業や運送業などしかできなかった「个体戸」などに所属証明、空白の契約書、銀行口座などを貸出し、その管理費や手数料などを収入とする集団所有制企業、地域商工協会に近い。その付属サービスとして、地域で預金を受け入れメンバー企業に貸出す業務を行うものが多かった。1988年温州市蒼南県下の2郷鎮に、「掛戸公司」が96社設立され、うち70社が預金・貸出業務に従事した（陳玉雄 2010、131頁）。

16) 温州の一部の中小保証会社は、債務返済資金の貸出、資金の立て替え・貸出などの融資業務を行う一方、中間人を通じて資金を集める。中間人は月利0.6%～1%の金利で親友などから資金を集め保証会社に預ける。保証会社は月利3%ぐらいで貸出し、中間人に同0.6～1%の金利の他、利息収入の10%の仲介料を支払う（張元紅ほか 2012、36～37頁）。



表4 「民間貸借」の発展と形態別特徴

名称	個人間貸借	民間紹介貸借	民間仲介貸借	ソーシャルレンディング
時期	計画経済期	1970年代末から急増	1980年代前半から	2007年以降
資金使途	基本的に衣食などの生活資金	消費資金，一部には企業の事業資金	事業資金が主となる。一部には個人の大型消費資金にも	ほとんど事業資金
貸借範囲	借手の人的ネットワーク	紹介業者の人的ネットワーク	貸出先は地域に広がるが，借入と貸出先に関する情報は自らの人的ネットワークに依存	全国すべての情報ネットワーク利用者
リスク負担者	貸手	貸手	「銭荘」などの仲介業者	貸手，P2P業者 或いは信用保証業者
政府対応	積極的容認。但し，銀行貸出金利の4倍を超えた分を保護しない。	最初は事業資金の調達と業者を介したものを禁じたが，後に一部を除き容認。	金融秩序をみたまものとして禁止。但し，特定の地域における個別な「暫定的な存在」として一時期容認したことがある。	促進→静観，一部牽制→情報仲介に限定
金融方式	親友などによる救済或いは互助を目的とする直接貸借	「銀背」などの紹介業者を介するものを含め，基本的に貸借双方の自己責任による直接貸借	「銭荘」などがリスクを取り，貸し手から資金を調達し，自らの責任で融資する間接貸借。なお，前期の「民間自由貸借」が引き続き盛況を呈している	業者の紹介を介した直接貸借，仲介

出所：陳（2009，5頁）の表1を参照に，筆者作成。

では，ソーシャルレンディングは「民間貸借」の延長線上にあり，インターネット技術を活用した「民間貸借」だと言える。「民間貸借」の各形態の特徴をまとめ，さらに次節に取り上げるソーシャルレンディングと比較すると，表4の通りになる。次の節は，陳玉雄（2016）に拠りながら，ソーシャルレンディングを取り上げる。

### 3. ソーシャルレンディング

ソーシャルレンディング (Social Lending) は，インターネットを通じて借手と貸手をマッチングすることによって成立した貸借関係を指す。ソーシャルレンディングの社会性については，①「本当に必要な人におカネが渡らない」状況

をなくす、②人と人とのつながりでお金をやりくりする、③誰かのお役に立っていると主張されている（妹尾 2012, 18-28 頁）。②は銀行融資との比較での「直接貸借」の特徴であり、第 1 節でみた「個人間直接貸借」には強いが、ソーシャルレンディングには既に弱まった。③について、「『社会にお役にたつ』ことをコンセプトにした企業に投資することで、間接的に自分たちもわずかながらでも社会に貢献している」（同書 106 頁）とも述べられているが、社会に役に立たない企業の存続が難しいので、企業金融一般の特徴ともいえよう。従って、①はソーシャルレンディングの社会性を論じるに際して最も重要な要素となろう。これはファイナンシャル・インクルージョン（金融包摂 Inclusive Finance）であり、中国で「普惠金融」と言う。公的金融を中心とするシステムの中構造的な金融排除（Financial Exclusion）を亡くすことを理念に掲げられ、ソーシャルレンディングの正当性を主張する根源となっている。中国の金融当局もこの必要性を認め、中国銀行業監督管理委員会は、2015 年 2 月にソーシャルレンディングなどの監督にあたる「普惠金融部」を新設したのである。また、森田（2010, 63 頁）は、貸手がインターネット上に広範に分散し、中にはジェネラリストたる金融機関の貸出担当者に比べ専門的な知識を持つ人も少なくなると指摘した。

日本では、マネオ、Aqush、SBI ソーシャルレンディングの 3 業者が貸借双方を、自らの情報ネットワークを通じて「紹介」し借り手の信用などの情報も提供するが、保証を付けずあくまでも自己責任である。但し、法的規制があり「仲介」の形を取り、マネオの場合貸金業者として借手とは金銭消費貸借契約、また匿名組合営業者として貸手とは匿名組合契約を結ぶことになる（妹尾 2012, 29-31 頁）。これに対して、中国では情報の仲介、即ち本稿の言う「紹介」を基本或いは理想にしながら、ソーシャルレンディング業者自身或いは関連保証会社などの保証があるものは主流となっている。

ソーシャルレンディングは、中国で「網絡借貸」<sup>17)</sup>（「网贷」と略す。「網絡」は情報ネットワーク、「借貸」は貸借の意）或は「P2P 借貸」（Peer-to-peer lending）と

17) 王家卓、徐紅偉（2014, 4 頁）は、「網絡借貸」のひな型を個人互助貸借モデルとしての「標会」（入札無尽）に求むことができると指摘している。親戚、友人の間で「標会」というオフライン・プラットフォームを通じて小額の貸借で資金を必要な人に融通する。インターネット技術の普及に伴ってオンライン・プラットフォームが利用され、「網絡借貸」になった。

いう名称が多用されるようになってきている。P2P は、もともと IT 用語であり、ネットワーク上で対等な関係にある端末間を相互に直接接続し、データを送受信する通信方式を指すが、情報ネットワークによってマッチングされた直接貸借関係を指すようになった。P2P 通信は、膨大な情報を処理する高額な中央集中リソースを必要とせず、成熟市場を根本から揺さぶる破壊的テクノロジーだと言われる。

### (1) 急成長と課題

2007年7月、中国初のP2Pプラットフォーム「拍拍貸」が上海で正式に営業を開始した。その後の業界は模索しながら、表5に示されるように成長し続けている。取引金額も年末貸出残高も2011年には6倍以上まで成長したが、同年末のデフォルト問題を反映し2012年にそれぞれ2.7倍、3.8倍に低下し、不安定な成長ぶりを物語った。また、年末残高の成長率が比較的安定しているのに対して、年間取引金額の成長率の変化が激しい。両者とも、2013年以降倍以上の成長を維持しながら、鈍化傾向にある。一方、社数は比較的に安定的に成長しているが、借手数に比べると、貸手数の成長率は年々急上昇しており、多数のものがP2P貸借で資金を運用する傾向が明確になってきた。

表5 P2P 貸借の成長

年	年末通常 営業社数	年間新規 社数	年間取引 金額 (億元)	前年比 (倍)	年末貸出 残高 (億元)	前年比 (倍)	借手数 (万人)	前年比 (倍)	貸手数 (万人)	前年比 (倍)
2007	2	2								
2008	3	1								
2009	10	7					0.2		0.3	
2010	25	16	13.7		2.2		1.0	5.0	2.1	7.0
2011	52	34	84.2	6.1	14.1	6.5	3.0	3.0	4.4	2.1
2012	147	101	228.6	2.7	53.3	3.8	4.3	1.4	11.0	2.5
2013	573	531	1,100.0	4.8	248.5	4.7	22.0	5.1	51.0	4.6
2014	1,701	1,537	3,058.2	2.8	1,096.1	4.4	80.0	3.6	230.0	4.5
2015	1,748	1,624	9,750.0	2.3	4,253.0	3.9	280.0	3.5	720.0	3.1
2016	2,448			1.7	8,162.0	1.9				

出所：年末社数、借手数、貸手数は零壹財經（2016、53頁）。年間取引金額、年末貸出残高は2009年を除き黄国平ほか（2015、8頁、10頁）。2016年のデータは『日本経済新聞』朝刊2017年1月11日。

注：別のものによる統計であるため、後述のデータとは一部不一致がある。また、2016年はこれまでとの一貫性がない。

2014年業者1,983社（表5のデータとは出所が異なる）のうち、業者の所在地は広東省が19.87%、浙江省が12.71%、山東省が11.4%、北京市が11.04%（零壹研究院2015, 59頁）と、4省（市）が全体の55%を占めている。このことから、P2P貸借業者は、経済が比較的発展している東部沿海に集中していることが分かる。

黄国平ほか（2015, 2-4頁）は、業界の発展を、スタート模索（2007-2011年）、成長拡張（2012年）、爆発的な増長（2013-2014年）と規範化・調整（2015年以降）の4つの段階に分ける。以下は、それを参考に3段階でP2P貸借の発展過程を見る。

① 模索段階（2007年～2011年）。

この時期、業者は主に上海、深圳などの地域に集中しており、そのスタッフはほとんどIT従業経験者であった。彼らは、金融業従業経験がなく、借手が個人情報さえを提供すれば、簡単な確認だけで一定限度の資金調達企画をP2Pプラットフォームで公開することを認めることが多かった。2008年アメリカ発の金融危機をきっかけに、中小企業と個人の資金調達がますます難しくなったため、P2Pプラットフォームを通じて資金を調達する需要が急増した。そのため、認知度が低いP2P貸借もある程度発展することができた。年度末通常営業社数と年間新規社数から見ると、2007年から2009年まで営業停止なしにそれぞれ2社、1社と7社の新設があり、2010年に新設16社に対して1社の営業停止になった。年間取引金額と年末貸出残高は、2007年中にゼロから出発し、2011年末にそれぞれ84.2億元、14.08億元に達した。しかし、急速な成長のゆえに多くの問題が発生し、2011年末に一時的なものを含め、10数社にデフォルトなどの問題が発生した。それでも、年間取引金額が前年の6.1倍、年末貸出残高が前年の6.5倍の急成長ぶりを見せている。混乱の中で業者の整理が進められたと考えられる。これをきっかけに、一旦整理され次の成長段階に入った。

② 成長段階（2012年～2014年）。

この時期、P2Pプラットフォームの関連技術が進歩し、比較的使いやすかつ低価格のP2Pプラットフォームのソフトが開発されたこともあり、金融業従業経験があるものが多く参入した。彼らは、これまでの業者の失敗を踏まえ、多くの場合資金調達をオンラインで、貸出審査をオフラインで行

い、地元の借手に優先的に資金を供給する。借手の資金使途、返済財源及び担保物に対し実地調査を行い、リスクの低減に努めた。その結果、表5に示される通り年末通常営業社数、年間取引金額、年末貸出残高、貸手・借手の登録数において、2012年の借手の登録数<sup>18)</sup>を除き少なくとも前年の2倍以上の成長を見せている。とりわけ、年末貸出残高は2012年から2014年までそれぞれ前年の3.8倍、4.7倍と4.4倍になり、前年の4倍前後の成長が続いた<sup>19)</sup>。年末通常営業社数と年間新規社数とを照合すると、2012年から2014年までの年間営業停止社数がそれぞれ11社、100社と409社になった。また、年末通常営業社数がそれぞれ142社、573社と1701社であるのに対して、年間新規社数がそれぞれ101社、531社と1537社となり、2011年から年間新規社数が年末通常営業社数に近い状況が続いた。まさに急成長の中での「多産多死」だといえる。

③ 調整段階 (2015年～)。

2014年、とりわけ第4四半期に入ってから、デフォルトなどの問題が急増した。零壹研究院が継続的に観察した対象のうち、問題が発生した業者の数は、2010年に2社、2011年に6社、2012年13社、2013年に99社、2014年に288社であった(零壹研究院2015, 307頁)。2014年にデフォルトなどの問題が発生した業者リストを見ると、103社のうち84社は第4四半期に問題が発生した。さらに、2015年は4月までにすでに206社に達した(同書, 316頁-318頁)。また、監督当局の調査によると、(2016年に)全体の4割に資金の流用や持ち逃げなどの問題があった(『日本経済新聞』朝刊2017年1月11日)。問題が多発する中で、監督当局の態度もより慎重になり、P2P貸借業界の状況も厳しさが増すようになった。中国銀行業監督管理委員会と中国人民銀行は対策を練り続け、2015年2月に中国銀行業監督管理委員会がP2P貸借などを監督対象とする「普惠金融部」の設立をきっかけに、P2P貸借業界は調整段階に入った。これを受け、2015年末の通常営業社数が前年

18) 前年の混乱の影響を受けたためか、唯一2012年借手の登録が前年の1.4倍の低成長となった。

19) 『日本経済新聞』(朝刊2017年1月11日)、2016年中国のP2P市場が急拡大し、年末の残高は8,162億元に上り、15年末の2倍強に膨らんだと報道した。同報道はこれまでのデータをチェックしたかがわからないが、2016の「拡大」はこれまでの4倍前後からの急低下だといえる。なお、表5の通り2011年は6.5倍、2015年も3.9倍であった。

の1.028倍で、2012年からの3倍前後に比べると増加は鈍化した。これに対して、2015年の年間取引金額が前年の2.3倍、年末貸出残高が前年の3.9倍になり<sup>20)</sup>、中小零細業者の淘汰が進められていると考えられる。また、年間の新規社数が1,624社もあるのに対して、年末通常営業社数の前年比増加はわずかの47社しかなく、2015年一年間で1,577社も営業停止になった計算である。最終的に、2016年8月に「インターネット貸借情報仲介機関業務管理暫定弁法」（以下は「暫定弁法」という）が公布された。P2P業者を「インターネット貸借情報仲介業務を専門的に従事する金融情報仲介会社」（第2条）と定義し、その業務を情報仲介とその関連業務に限定した。既存業者に対して、1年間の「整改期」（整理期）を設け情報仲介とその関連業務以外の業務を整理するように命じた（第44条）。

このように、中国のP2P貸借は、法的な空白を利用し、一般商工業として急速に発展したが、ほぼ無規制のためその内実が非常に複雑になった。そのため、中国のP2P貸借の発展におけるもっとも重要な特徴は、全体的に業容が急拡大する中での業者の「多生多死」である。「民間紹介業者」に関する法的な規制が整備されていなかった中、前節で見た様々な「民間仲介業者」が新設され、問題が複雑化された「民間貸借」の状況と似ている。

## （2）形態と特徴

中国のP2P貸借について、中国国内を中心に多くの議論がなされている。陳益青（2014，90～91頁）は、P2P貸借をその金融方式に基づいて3つのモデルにまとめた。すなわち、①完全仲介モデル：「拍拍貸」が唯一の代表であった。P2Pプラットフォームは貸借双方の仲立人として、取引に介入せず、保証業務も提供せず、手数料のみを取る。②オフライン取引モデル：具体的な取引手続、プロセス及び借入人の信用審査は、P2P業者によって対面形式で行う。「紅嶺創投」がその代表であり、現在業界の主流形態となっている。③債権証券化モデル：「融資城」などの業者は、企業への貸出債権を組み替え証券化し、

---

20) 年間取引金額は2013年が前年の4.8倍から、2014年が同2.8倍、2015年が同2.3倍になり、年末貸出残高はそれぞれ同4.7倍、4.4倍、3.9倍で、年末通常営業社数も同4.04倍、2.97倍、1.03倍であった。いずれも2013年がピークに成長が低下傾向にあり、この意味で「暫定弁法」はこの流れに乗って整理しようとするものだといえよう。

P2P プラットフォームで元本と利息保証を付けて販売する。この3形態のうち、①の完全仲介モデルのみが単純な情報仲介（情報仲介以外のことをしない）であり、2016年8月の「暫定弁法」の規定に合致する。用語的には間接的な金融仲介だと誤解される恐れがあるが、紹介業者を介した「民間自由貸借」に相当する。②オフライン取引モデルは保証した債権を回収するための審査が中心となり、本質は貸手の元本に対する保証サービスにあり、「暫定弁法」に違反している（同「暫定弁法」第10条第3項）。但し、「暫定弁法」は別会社の保証が可能かどうかについて明確にしなかった。③の債権証券化モデルは、標準化、組み替え及び譲渡のプロセスがあり、日本のマネオが採用している「市場モデル」（森田2010, 51頁）に近い。これらは、明らかに「暫定弁法」に違反（第10条第8項）しており、1年間の調整期の後にどのように再編されるかは注目的になる。また、李立榮（2015, 100~101頁）は、オンライン、オフライン及びオンラインとオフラインの結合という3つのモデルに分ける。本稿は、金融仲介・紹介の形態を重要視し、表6の通り4つの形態に分けて考察する。

4つの形態のうち、オンライン紹介形態は「暫定弁法」が推進する情報技術を利用した「民間直接貸借」であり、オフライン実質仲介形態と中間形態は保証を通じて仲介形態に近づき、証券化仲介形態は完全に禁止される「民間仲介形態」である。諸外国のP2P貸借に比べると、信用環境の影響もあり、オンライン紹介形態を除き中国のP2P貸借は元本保証が一般的になる。結果的に、債権確保のためオフライン審査が一般的となったのである。

また、前節でみた伝統的な「民間貸借」と比較すると、以下の特徴がある。

- ① 時期：伝統的な「民間貸借」は時期や経済発展に伴い、古い形態の上に重なり新しい形態がゆっくりと発生した。P2P貸借は短い期間に様々な形態のものがほぼ同時に生まれ急速に発展した。一種の「圧縮された民間貸借」ともいえる。
- ② 貸借範囲：伝統的な「民間貸借」は、借手の人的ネットワークへの依存の突破を試み続けた。その結果、貸借範囲は、比較的に大きな人的ネットワーク、即ち「民間紹介業者」の人的ネットワーク、さらには「民間仲介業者」の地域に拡大してきた。P2P貸借は、情報ネットワークを通じて完全に人的ネットワークを突破し、貸借の範囲を全国に広げ、さらには将来的に世界中までも法律上の問題さえクリアすれば不可能ではない。即ち、オ

表6 ソーシャルレンディングの形態別特徴

形態	オンライン紹介	オフライン実質仲介	中間	証券化仲介
業者による保証	無	有	元本の全額か部分	元本と利息
担保	無	有	無	無
業者の収益源	借手からの手数料	借手，貸手からの手数料	借手，貸手からの手数料	利ザヤ
借手による担保	無	有	無	無
オフライン審査	無	有	ほとんど有	有
オンライン審査	有	無	有	無
取引成立後のモニタリング	無	無	有	有（月毎の返済）
リスク負担者	貸手	保証業者，貸手	業者，貸手	業者
取引方式	入札	借手と貸手の対面	入札	担当者による貸出， 理財商品の販売
資金の委託管理	無	有	無	無
代表的な業者	拍拍貸	速貸幫，青島五色土	紅吟創投	宜信 他に融資城，陸金所，証大e貸
政府態度	保護・促進。	P2P 貸借業者による保証の禁止	P2P 貸借業者による保証の禁止	禁止。
金融方式	紹介：情報の検証・提供を中心に	元本全額保証→仲介に近い。	紹介形式をとるが，元本の全額又は部分保証。	仲介：貸出 ABS を貸手（投資者）に元金・利息保証で販売する。

出所：次の文献を参照し，筆者作成。広州民間金融研究院・中央財形大学金融学院（2013）『中国民間金融発展研究報告』知識産権出版社。劉賢軍・陳明傲「民間資本対辺縁信貸市場の有効渗透：威海民間借貸網絡案例」『金融与保險』2011年10月。

注：その他に，同城貸，易貸網などのプラットフォーム方式は情報公開・仲介プラットフォームを加盟業者に開放し，入会料，広告料などを徴収するが，具体的な取引形態等は，加盟業者に任す。齊放網を代表とする事業提携形態は，事業者への支払い原資を貸出し，手数料，広告料，事業者からのリバートを収益源とする。

ンラインをもってオフラインの制限を突破したのである。但し，リスク低減のため一部の業者は貸手を業者の拠点所在地に制限して，オフラインで審査する動きもある。

- ③ 貸借参加者：伝統的な「民間貸借」は基本的に一人対一人の相対取引であるが，P2P 貸借では同時に一人対多数の取引も可能になる。



- ④ リスク負担者：伝統的な「民間貸借」では、貸金業者が仲介したものを除き基本的に貸手の自己責任である。P2P 貸借では、紹介形態のものが少なくなり、P2P 貸借業者或いは保証業者がリスクを負担する場合が多い。
- ⑤ 金融方式：伝統的な「民間貸借」は、業者を介した間接貸借もあったが、基本的に直接貸借である。P2P 貸借は、基本型の「オンライン紹介形態」は間接貸借になる一方、証券化形態は実質上金融仲介になるだけでなく、主流となった「元本保証型」も信用保証を通じて金融仲介の性格が強くなり、本稿の言う狭義の「民間貸借」の範疇を超えている。
- ⑥ 政府対応：伝統的な「民間貸借」の新しい形態に対する政府対応は、その公式金融に対する影響が大きくなるに伴って厳しくなる傾向がある。P2P 貸借に対しては、前述の「暫定弁法」が公布されるまで全体的に監督当局が様子見の姿勢を貫いてきたように見える。

このように、P2P 貸借は「圧縮された民間貸借」でありながら、オンライン技術をもって伝統的な「民間貸借」における貸借範囲、参加者などの限界を突破した。しかし、急速な発展の中で「多生多死」し、元本保証に応じるため業者による借手の審査などはオフラインが主流となった。また、元本保証の故、実質上の「民間仲介貸借」になり、既存の法律規制に触れるものが多いとみられる。これに対して、政府はこれまで様子見の姿勢を貫いてきたが、2016年9月に「暫定弁法」が施行され、業界の整理が始まろうとしている。

### (3) 「暫定弁法」の狙い

P2P 貸借業界は、2015年まで「監督、参入基準、規則の三無状態」にあると言われる。2015年2月まで、中国人民銀行の暗黙の了解と銀监会内部の調整の結果、主に銀监会の「イノベーション監督部」（創新監督管理部という）がP2P 貸借の監督にあたってきたが、前述のように新設された「普惠金融部」がその監督にあたることになった。この二つの部門は、名称からもポジティブな姿勢がうかがえる。紹介形態の保護・促進、業者による保証と証券化形態の禁止という態度をとっている。そのため、上述の伝統的な「民間貸借」に関連する法律などがP2P 貸借にも適用するとしながらも、正常に運営されているものなどに対する大規模な取締りに乗り出すことがなく、リスク警告などを発

することに止まっている。

銀監会は、2011年の「人人貸（注：P2P貸借）の関係リスクの注意喚起についての通知」でP2Pプラットフォームは自らの口座に資金を入れず（監督当局が介入しない）最低ラインを突破し、預金・貸出の非法金融機関となっており、場合によって非法集資罪になる可能性があるとして警告した。2013年11月25日銀監会が発起した9省庁合同の「非法集資対策会議」で、中国人民銀行は、預金受入罪の容疑がある「P2P名義の非法集資行為」の3パターンを提示した。即ち、①理財一資金プールのパターン、②不合格借入人による資金集めのパターン、③典型的なポンジ・スキーム（Ponzi Scheme、ネズミ講）。①は銀行の預金業務や資産運用業務とほぼ同じものになる。②では、借入人の身分、資金需要などの情報を検証する義務を怠った場合、投資家の損失に連帯責任があると警告した（于朝印2014、62頁、65頁）。

しかし、問題が発生した場合、監督当局は介入せざるを得ない他、公安（警察）は摘発に乗り出す。犯罪基準に達していない「非法集資」を行ったものは行政処分を受ける。一定金額以上の資金調達を行った場合、預金受入罪になり、刑罰を受ける可能性がある。また、「非法占有を目的に、詐欺の手段で資金を集めたものは、金額が大きい場合集資詐欺罪になる」（刑法192条）。実際には、プラットフォームが元金保証のサービスを提供する、或いは理財商品の形式で資金を集め、経営の失敗でプラットフォームの閉鎖に至ったまたは経営者が行方不明になった場合、経営者の行為を公衆預金の非法受入とされ、一定金額以上になると「預金受入罪」で処罰された。

最後に、銀監会は2015年12月28日に「ネットワーク借貸情報仲介機構業務活動管理暫行弁法（P2P貸借情報仲介機関業務管理暫定弁法）」（意見徴収稿）を発表し、2016年正式に「暫定弁法」を公布した。その主な内容は、業者の業務を紹介形態に限定し、その義務と禁止事項を明確にしたことである。

まず、P2P貸借の業務を「紹介」に限定されるが、この範囲内であればこれまでよりも自由に活動できることが明確になった。第2条に「本弁法のいうネットワーク借貸は、インターネット・プラットフォームを通じて実現した個体と個体の直接貸借を指す」と定義し、P2P貸借業者を「情報仲介機関」と位置付け、即ち本稿で言う「紹介業者」に限定する方針を明確にした。これにより、前述の証券化形態やオフライン実質仲介形態ができなくなる。一方、「暫定弁法」第2

条に P2P 貸借の主体としての「個体」を「自然人、法人及びその他組織を含む」ものとする。これにより、2015 年まで禁止されていた企業間の貸借が P2P プラットフォームの紹介によってできるようになった。また、P2P 業者は「暫定弁法」によって銀監会管轄下の正式な機関になり、中国人民銀行が主導する個人信用情報機構などの情報を利用する可能性が出てくる。個人信用情報機構は現在、P2P 業者に開放していないため、業者は借入人の信用記録を利用できず、借手の信用に対する評価が難しかった。それが利用できるようになると、借手評価の精度がある程度上昇し、貸借双方の紹介業務は容易になると考えられる。

次に、業者が自ら債権を保証することや担保を提供することが禁止されているが、第三者による保証や担保の提供は明確に禁止されていない。これにより、P2P 業者自身の信用保証によって実質上の仲介ができなくなるが、信用保証資格を取得した小口貸出会社と信用保証会社などの保証を付けることは可能だし、また小口貸出会社や資産運用のファンド会社への貸出を貸手に紹介することも考えられる<sup>21)</sup>。後者の場合、P2P 業者のプラットフォームを通じて貸手と借手をマッチングし、関連会社が貸手から借入れた資金を貸出または運用することになる。これに際して、日本のソーシャルレンディングのビジネス・スキーム(妹尾 2012, 30 頁)が参考になるだろう。

また、P2P 業者の義務について、第 9 条は情報の収集・整理・選別・公開、信用評価、貸借の仲立ち、資金調達との相談、争議解決などの関連サービスの提供などを列挙した。その上、貸借双方の資格・情報の審査、プロジェクトの真実性の審査、詐欺や犯罪の防止、リスク提示、監督や統計部門への報告、情報の保護、ネットの安全などを強調した。禁止事項について、第 3 条は、信用の供与、直接あるいは間接的に資金の受入集中、違法集資、国家と社会公共の利

---

21) 程石婷(2014, 250 頁, 253 頁)は、現在の一部の P2P 貸借と小口貸出会社との協力について、以下のように批判した。P2P プラットフォームを通じて、小口貸出会社は債権者から信用保証人となったが、実質上貸倒れリスクを負うままである。しかし、結果的に貸出資産のオフバランス化が行われ、新たな貸出ができるようになったのである。しかも、保証会社を対象とする「融資性保証会社管理暫定弁法」の自己資金の 10 倍までの保証上限を超えて債権を保証した小口貸出会社が少なくない。また、現状では保証会社・小口貸出会社が貸出、P2P 業者が個人から資金を調達するという関係が出来上がり、実質上保証会社・小口貸出会社が P2P プラットフォームを利用し貸出業務を行ったのである。

益の損害を挙げた。具体的に、第10条に次のネガティブリストを提示した。

- ① 自身のための資金調達
- ② 貸手の資金の直接または間接的受入や集中
- ③ 直接または形を変えて、貸手への担保又は元利保証の提供
- ④ 自ら又は第三者に委託・授權して、インターネット・電話など以外の物理的な場所での宣伝
- ⑤ 貸出（法律法規に別の規定がある場合を除く）
- ⑥ 借手の資金調達の期間分割
- ⑦ 理財などの金融商品の発行又は代理販売
- ⑧ 資産証券化又は資産のパッケージ、証券化資産・信託資産・ファンドなどの形式での債権譲渡
- ⑨ 法律法規とソーシャルレンディング監督の規定が認める場合を除き、ほかの機関の投資・代理販売・仲買などの業務とのあらゆる方式での協力・共同化・代理
- ⑩ 資金調達プロジェクトの事実・収益性の虚構、同欠陥・リスクの隠蔽、多義用語あるいはその他詐欺手段での虚偽・片面的な宣伝と販促など、虚偽・不完全な情報の捏造・発布で他人の商業信用を損ない、貸手又は借手を誤った方向に導くこと
- ⑪ 資金用途が株式投資・株式投資への貸出・先物・構造化金融商品及びその他デリバティブなど、高リスクの資金調達へのサービス
- ⑫ クラウドファンディング業務
- ⑬ 法律法規、ソーシャルレンディングの監督規定で禁止されたその他行為

このように、P2P 貸借に対して監督当局は、全体的に様子を見ながら理解を深めようとしているが、時期的に最初の模索に対する容認・促進から、変化した形態に対する慎重な制限に変化し、最終的に P2P 貸借の原型である「紹介形態」に復帰させる方針を取っていると見られる。このような態度は、「積極的な傍観」と名付けよう。一方、伝統的な「民間貸借」に対しては、政府は他の「民間金融」形態より宥和的であるが、時期的におおよそ 80 年代容認・促進、90 年代引締め、2000 年代半ばに再び容認・促進に転じた様子を見せている。P2P 貸借に対する監督当局の対応はその延長線上にあると考えられる。伝

統的な「民間貸借」に対する政府対応の流れは次の通りである。

1984年、1号文件は農民が資金を集め起業することを促進すると提起した。

1991年8月、最高人民法院の「人民法院での貸借裁判についての意見」は「銀行同類貸出利率の4倍を超えてはならない」と規定した。しかし、1993年後半金融秩序の整頓運動では、金利に関係なくすべての「民間金融」に対して取締りを行った。

1998年7月、国務院「非法金融機構和非法金融活動の取締弁法」は、「中国人民銀行が許可していないすべての金融機関および金融活動」を「非法金融」とした。

2004年12月、中国人民銀行は銀行の貸出金利の上限を撤廃した。その後の裁判実務で人民銀行が公表する基準金利を参照するようになった。

2005年5月、中国人民銀行の「2004年中国地域金融報告」は、「民間融資の補充的な役割を正確に認識しよう」と提起した。同時に小口貸出会社の設立を推進した。

2012年9月、5省庁共同の「金融業の発展・改革『十二五』計画」に「民間資金貸借が正規金融に対する補充的な役割を発揮する」との一文が盛り込まれた。

2013年7月、中国人民銀行が金融機関の貸出金利の下限を撤廃した。

2015年8月、最高人民法院は前述の「民間貸借案件の審理に適用する法律の若干問題に関する規定」を公布した。

このように、公的金融機関の影響力が大きい中、「民間貸借」に対する規制が緩和される方向にある。その背景にあるのは、金融監督の目的は公的金融の秩序の維持から、投資家・貸手の保護に変化したのである。

## 終わりに

中国の「民間貸借」は、生活困難者の救済や互助を目的とする「個人間直接貸借」から、「改革開放」を機に「个体戸」などへの貸出を含む「民間自由貸借」を経て、「銀背」などの「紹介」による「民間紹介貸借」に発展した。それは、消費者金融を基本としながら、「個人・私営企業」の事業資金の調達にも活用されるようになったものである。また、「銀背」などの一部は、自らが

リスクをとって貸借を仲介する「銭荘」などの仲介業者となった。さらに、インターネット技術の利用により、P2P 貸借はこれまでの「人的ネットワーク」の制限を突破し、「圧縮された発展」を遂げた。

伝統的な「民間貸借」は仲介を除いた「民間自由貸借」は、それに対する政府態度が「民間金融」の他の形態に比べ宥和的、取締のリスクが比較的に低い。そのため、多くの「民間金融」業者が自らの業務を「民間貸借」だと主張し、地方政府および地域の人々もその地域経済に対する役割を認め、結果的にそれらの業務が意識的に「民間貸借」に混同されるようになった。その結果、「民間貸借」という言葉は、本来の「個人間直接貸借」と「民間紹介貸借」だけではなく、「銭荘」などの仲介、さらには「民間金融」全体をさすことも少なくない。

しかし、政府が比較的に宥和的な態度をとるとはいえ、時期や地域など、さらには個別的にも取締リスクが付きまとうことは変わりがない。その中で、大きく発展できたのは、地域社会に蓄積されてきたソーシャル・キャピタルによるところが大きいと考える。張元紅ほか (2012, 53 頁) は、民間金融の特徴として、以下の4つを挙げた。①社会ネットワークや伝統制度環境の中で行われる、②手続きが簡単で一般的に抵当、保証、質入れを必要としない。③ほとんど固定的な関係に依存、貸借が繰り返す。④企業の場合貸借双方は業務関係、商業・金融取引関係を同時に保っている場合が多い。②はソーシャル・キャピタルがあるからこそできる。その他3つは、ソーシャル・キャピタルの利用であると同時に、ソーシャル・キャピタルの蓄積が進行していると考えられる。袁満・劉兆琮 (2005) によると、温州市銀行業監督局は市全体に対する調査で、「民間貸借」の簡単な手続きに驚かされた。企業の借入の87%は無担保・無保証であり、「個人間貸借」の37%が借用書さえ作成しなかった。

フランシス・フクヤマ (1996, 69~73 頁) は、豊かなソーシャル・キャピタルを備えた「高信頼社会」をアメリカ、日本、ドイツを挙げた一方、フランス、イタリア、韓国及び中国人社会などの「低信頼社会」が国家の介入なしに巨大企業が生まれないと主張している。これに対して、筆者はフクヤマの言うソーシャル・キャピタルが組織・普遍型であり、中国人社会などにはネットワーク型ソーシャル・キャピタルが蓄積されていると考える (陳玉雄 2010, 218~224 頁)。これについて、別稿に譲りたい。

【参考文献】

日本語

- 岡本隆司 (2016) 『中国の論理』中央公論新社
- 加藤弘之 (2016) 『中国経済学入門』名古屋大学出版会
- 加藤弘之, 渡邊真理子, 大橋英夫 (2013) 『21世紀の中国 経済篇 国家資本主義の光と影』朝日新聞出版
- 孔麗 (2008) 『現代中国政策史年表』日本経済評論社
- 妹尾賢俊 (2012) 『みんなと幸せになるお金の使い方: 「ソーシャルレンディング」という新しい投資のカタチ』角川学芸出版
- 陳玉雄 (2009) 「中国の『民間貸借』—インフォーマル的なパーソナルファイナンス—」『パーソナルファイナンス学会年報』No. 10
- (2010) 『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会
- (2012) 「中国の経済発展とインフォーマル金融」霞山会『東亜』No. 537, 2012年3月号
- (2014) 「中国における非主流金融の拡大と中小企業」渡辺幸男ほか編著『中国産業論の帰納法的展開』同友館
- (2016) 「中国金融における『下からの変革』: 『民間貸借』からソーシャルレンディングへ」麗澤大学経済社会総合研究センター Working Paper No. 71 『中国における民間活力の導入』
- 童適平 (2013) 『中国の金融制度』勁草書房
- 仲井晃 (2015) 「企業間貸借に関する規制緩和について (民間貸借司法解釈の施行)」『JCA ジャーナル』62 (9), 2015年9月
- ハルバー, ステファン (2011) 『北京コンセンサス: 中国流が世界を動かす?』園田茂人・加茂具樹訳, 岩波書店
- 樊勇明, 岡正生 (1998) 『中国の金融改革』東洋経済新報社
- フクヤマ, フランシス (1996) 『「大崩壊」の時代』鈴木主税訳, 早川書房
- 丸川知雄 (2002) 『労働市場の地殻変動』名古屋大学出版会
- (2013) 『チャイニーズ・ドリーム—大衆資本主義が世界を変える』筑摩書房
- 森田果 (2010) 「ソーシャル・レンディングの機能: maneo の事例を題材に」『GEMC Journal: グローバル時代の男女共同参画と多文化共生』(3), 2010年3月
- 吉佳宜 (2015) 「最高人民法院による民間貸借に関する司法解釈について」『国際商事法務』43 (10)
- 李立栄 (2015) 「急成長する中国のコンシューマー向けインターネットファイナンス」『野村資本市場クォーターリー』2015年夏季

中国語

- 陳虎城 (2005) 「民間金融制度: 経済性質, 生存邏輯及効率境界」『広東金融学院学報』20(6), 2005年11月
- 陳益青 (2014) 「行業演變中我国 P2P 網絡借貸平台的法律性質認定」岳彩申 総主編『互聯網与民間融資法律問題研究』法律出版社
- 程石婷 (2014) 「民間網絡借貸平台監管研究」前掲岳彩申主編著書
- 広州民間金融研究院・中央財形大学金融学院 課題組 (2013) 『中国民間金融發展研究報告』知

識財產權出版社

- 國務院法制辦公室 (2014)編『中華人民共和國金融法典』中国法制出版社
- 馮興元 (2006)「中国鄉鎮企業融資与内生民間金融組織制度創新研究 總報告」馮興元, 何廣文, 杜志雄ほか『中国鄉鎮企業融資与内生民間金融組織制度創信研究』山西經濟出版社
- 黃國平, 伍旭川, 胡志浩, 王去非 (2015)『中国網絡信貸行業發展報告 (2014~2015): P2P 網貸平台風險評級与分析』社会科学文献出版社
- 姜旭朝 (1996)『中国民間金融研究』山東人民出版社
- 姜旭朝, 丁昌鋒 (2004)「民間金融理論分析: 範疇, 比較和制度變遷」『金融研究』2004 年第 8 期
- 江曙霞, 馬理, 張純威 (2003)『中国民間信用——社会·文化背景探析』, 北京: 中国財政經濟出版社
- 李建軍ほか (2005)『中国地下金融規模与宏觀經濟影響研究』中国金融出版社
- 李靜 (2006)「民間金融与正規金融之間的互動關係: S 省案例分析」同馮興元 (2006) 所収零壹研究院 (2015)『中国 P2P 借貸服務行業白皮書 —2015—』東方出版社
- 劉賢軍, 陳明放 (2011)「民間資本对辺緣信貸市場的有效滲透: 威海民間借貸網絡案例」『金融与保險』2011 年 10 月
- 彭信威 (1965)『中国貨幣史』上海人民出版社
- 王家卓, 徐紅偉 (2014)『2013 中国網絡借貸行業藍皮書』知識產權出版社
- 王鍊, 單丹 (2014)「股權衆籌的刑事風險防控研究」前揭岳彩申主編著書
- 謝毅 (2005)「民間金融發展現狀与理論思考」『湖南財經高等專科學校學報』21 (5), 2005 年 10 月
- 于朝印 (2014)「P2P 網絡借貸法律問題的思考」前揭岳彩申主編著書
- 袁滿, 劉兆京 (2005)「温州民間借貸出現新樣子」『經濟觀察報』2005 年 3 期
- 張傑 (2001)『制度, 漸進軌軌与中国金融改革』中国金融出版社
- 張翔 (2016)『民間金融合約的信息機制——来自改革後温台地区民間金融市場的証拠』社会科学文献出版社
- 張元紅, 張軍, 李靜, 李勤 (2012)『中国農村民間金融研究——信用, 利率与市場均衡』社会科学文献出版社
- 朱德林, 胡海鷗 (1997)『中国的灰黑色金融——市場風雲与理性思考』立信會計出版社
- 鄭良芳 (1998)「信用合作篇」何光 主編『中国合作經濟概觀』經濟科學出版社
- 鄭韶, 何曉星 (1998)『中国經濟体制改革 20 年 大事記』上海辭書出版社

(ちん・ぎよくゆう 麗澤大学経済学部准教授)



中国における「民間貸借」の発展とその論理  
(研究報告 No. 76)

---

平成 29 年 3 月 1 日 印 刷

平成 29 年 3 月 10 日 発 行

非売品

著 者 陳 玉 雄

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電 話 03 (3482) 9187 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社

---